

内部

内装材

① 天井材

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視	6か月	事後保全	劣化

天井にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。

■確認のポイント

- 天井（天井仕上ボード、モルタル等）にひび割れや漏水によるしみ等がないか確認する。
- 照明や空調等の設備周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか確認する。
- 直天井の場合、モルタルに剥落、欠損、ひび割れ等の劣化は見られないか確認する。

■解説

天井高の高い天井や大面積の天井が落下した場合、致命的な事故につながるおそれが大きく、危険です。平成23年の東日本大震災後に基準が変更となっています。

■事例



写真 天井材の漏水跡/要是正



写真 天井材の剥がれ/要是正



写真 直天井のコンクリートの落下/要是正



写真 木下地/要詳細調査

■対処

- 異常が認められる場合は詳細な点検を実施する。（詳細点検）
- 天井内の点検については、建築基準法第12条に基づく定期的な調査・検査における特殊建築物定期報告で実施する。（業者に依頼）

■予防保全措置

更新年数は30年とされている。10年に一度の頻度で部分修繕（剥がれ部の張替え等）を行い、劣化範囲の拡大を抑制する。

内装材

② 内壁

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視、打診	6か月	事後保全	劣化

内壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。

■確認のポイント

- 落下の危険を未然に防ぐため、打診棒などを用い確認する。(他と異なる音がある)
- ひび割れ、欠損、脱落等がないか確認する。
- 庇や軒もあわせて確認する。

■解説

ひび割れについては、コンクリートの劣化進行や強度低下に結び付くため速やかに補修を行う必要があります。鉄筋コンクリートの耐用年数は60～80年といわれているが、ひび割れや漏水が原因で、耐用年数が短くなる可能性があります。

■事例



写真 内壁（タイル）のはがれ／要是正



写真 内壁のひび割れ／幅の広いものは要是正



写真 壁の補修状況



写真 クラックスケールでひび割れの幅を計測

■対処

- 異常が認められる場合は詳細な点検を実施する。(詳細点検)
- 0.3mm以上のひび割れ、内装材の浮き等は補修する。(業者に依頼)

■予防保全措置

タイル張りの場合、10年に一度の頻度で部分修繕（割れや浮き部の張替え等）を行い、タイルの落下や劣化範囲の拡大を抑制する。

内装材

③ 床

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視、打診	6か月	事後保全	劣化

床面にひび割れ、たわみ等の異常は見当たらないか。

■確認のポイント

- 床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか確認する。
- 床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか確認する。

■解説

床材のめくれ、段差によるつまずき、転倒などの事故につながる恐れがあります。また、車椅子の通行に支障をきたす場合があります。

移動書架は相当な重量となるが、過積載となり床が抜ける事故につながる危険があります。

■事例



写真 床シート剥がれ



写真 床シート やぶれ／要補修

■対処

- 異常が認められる場合は詳細な点検を実施する。(詳細点検)
- 不同沈下が疑われる場合は詳細な点検を実施する。(詳細点検)
- 利用者の安全性や快適性を重視する箇所は早急に補修する。(業者に依頼)
- 移動書架の重量に耐えられるか構造計算書を確認する。(業者に依頼)

■予防保全措置

10年に一度の頻度で部分修繕（割れや浮き、剥がれ部の張替え等）を行い、劣化範囲の拡大を抑制する。

内装材

④ 床—フローリング

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視、触診	日常	予防保全・事後保全	危険・劣化

フローリングに浮き、ささくれ等の異常は見当たらないか。

■確認のポイント

- ささくれ等の小さな木片が刺さる事故が発生しないよう確認する。
- フローリング材の摩耗等により劣化していないか確認する。
- 歩行時等に床に著しい歪みがないか確認する。

■解説

フローリングの劣化を放置すると、ささくれ等の小さな木片が刺さるけがにつながります。ワックス掛けをすることにより、汚れの付きにくさや清掃効率が向上します。

■事例



写真 フローリングの劣化／要是正



写真 フローリングの劣化／要是正



写真 フローリングのささくれ／要修繕



写真 フローリングのはがれ／要修繕

■対処

- 異常が認められる場合は詳細な点検を実施する。(詳細点検)

■予防保全措置

年に数回ワックス掛けを行い、劣化の進行を抑制する。10年に一度の頻度で部分修繕（劣化、剥がれ部の張替え等）を行い、劣化範囲の拡大を抑制する。

内装材

⑤ 床—貼り床

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視・触診	6か月	予防保全	劣化

ホールや食堂等に用いられている貼り床の劣化は見当たらないか。

■確認のポイント

- 長尺塩ビシートやビニル床タイルの清掃状況を確認する。
- 年間数回ワックス掛けを行っているかを確認する。
- 欠けおよびはがれがないかを確認する。

■解説

ワックス掛けをすることにより、汚れの付きにくさや清掃効率が向上します。部材の欠けやはがれは、歩行者のつまずきを誘発するだけでなく、車椅子や台車等の移動の妨げとなります。

■事例



写真 食堂床状況（ワックス施工前）



写真 食堂床（ワックス施工後）



写真 ビニル床タイル劣化状況/要修繕



写真 床材はがれ/要補修

■対処

- 定期的にワックスがけを実施する。（業者に依頼）
- はがれや破れを見つけたら速やかに業者による補修を実施する。（業者に依頼）

■予防保全措置

10年に一度の頻度で部分修繕（割れや浮き、剥がれ部の張替え等）を行い、劣化範囲の拡大を抑制する。ワックスがけを行い、長寿命化を図る。

その他

① 天井・壁からの取付金物

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視・触診	6か月	事後保全	危険・劣化

テレビ・照明・スピーカー等は、建物構造体に、所定の取付方法でしっかり固定されているか。

■確認のポイント

- 懸垂物等の吊りものは、揺らしてみてもぐらつきがないか確認する。
- テレビをテレビ台に固定する取付ボルト等に緩みがないか確認する。

■解説

大型テレビモニターや体育館の照明器具等は、脱落下すると重大事故になる危険があるため、懸垂物安全指針（日本建築センター）により安全な取付方法が規定されています。テレビ台に固定されているものも、地震により転倒、落下する恐れがあります。

■事例



写真 吊りテレビ状況／テレビの重量に不釣り合いな簡易的な施工方法／落下の危険 要是正



写真 照明器具（正常な状態）



写真 スピーカー（正常な状態）

■対処

- ★取付ボルト等に緩みが見られた場合は、ベルトや固定用金物でテレビ台に固定する。
- 専門業者に取付方法の調査を依頼する。（業者に依頼）
- 耐震に安全な取付方法に変更する。（業者に依頼）

設備

設備

① 照明

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視・作動	日常	事後保全	劣化

照明器具にちらつきや不点灯などは見当たらないか。

■確認のポイント

- ちらつきや黒化、不点灯などはないか確認する。
- 非常用照明に赤ランプが付いていないか確認する。
- 照明器具の本体や取付金具等に破損やぐらつき等の異常がないか確認する。

■解説

ちらつきや黒化、不点灯は、照明器具の異常または寿命を示しています。また、ちらつき等は快適な執務及び居住環境の妨げとなるため、早急な交換が望まれます。非常用照明の赤いランプの点灯は、バッテリーの交換時期を示しています。非常時に点灯しない恐れがあり、避難の方向が分からず、危険です。関係法令に従い適切な状態を維持する必要があります。

■事例



写真 照明器具 劣化／要交換



写真 非常用照明バッテリー不足／要バッテリー交換



写真 照明器具 破損／要交換



写真 照明取付破損／要是正

■対処

- ★不点灯の際は電灯の交換を行う。
- ★非常用照明はバッテリーを十分な状態としておく。
- 異常が認められる場合は詳細な点検を実施する。(詳細点検)
- 本体や取付部に破損が見られる場合は、交換又は修繕を実施する。(業者に依頼)

■予防保全措置

LEDを採用することで、長寿命化と省エネ化を図る。

設備

② 空調

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視・作動	日常	事後保全	快適性・劣化

適温・適湿となっているか。

機器本体や周辺から水漏れ等の異常は見られないか。

■確認のポイント

- 空調稼働時に設定温度・湿度を満足できているか確認する。
- 機器本体や周辺から水漏れや異音等の異常がないか確認する。
- 機器本体がきちんと固定され、脱落の危険がないか確認する。

■解説

設定温度や湿度を満足できておらず、機器が異常である可能性や部屋の容積に対して十分な仕様を備えていない可能性があります。機器本体及び配管等から漏水していると、効率の低下や機器の故障につながります。

■事例



写真 空調機器(天花せ)/ドライ機能付

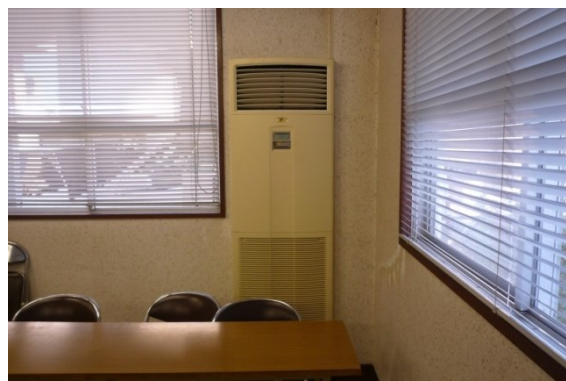


写真 空調機器(床置き)/ドライ機能付



写真 カビの発生のため除湿機を設置



写真 空調機器のサビ/能力低下、異音

■対処

- 異常が認められる場合は詳細な点検を実施する。(詳細点検)
- フィルター等の内部の清掃を定期的に行う。(業者に依頼)

■予防保全措置

定期的な清掃と修繕を実施することで、空気の質を維持し、機器の長寿命化を図る。

設備

③ 居室等の換気

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視・作動	日常	予防保全・事後保全	快適性・劣化

居室等の24時間換気が実施されているか。換気装置から異音はあるか。

■確認のポイント

- 大気中のホルムアルデヒド、VOC（揮発性有機化合物）、カビ等による健康障害が生じていないか確認する。
- 機械換気設備の運転が適切に実施されているか確認する。
- 換気設備に、フィルターのかぶりや錆等がないか確認する。
- 機器本体の破損やぐらつき等がないか確認する。

■解説

換気不足は大気中の酸素不足や二酸化炭素、ホルムアルデヒドなどの有害物質による健康障害につながるため、適切に換気を行う必要があります。また、換気を行うことで結露やカビの発生防止にも機能します。換気には機械設備による換気と窓などによる自然換気があり、空調設備とは区別した設備となります。（空調設備の一部で換気機能を持つものもあるが）フィルターのかぶり等により換気が十分に行われていない可能性があるため徹底した清掃を行います。24時間換気が必要なのに節電等の見地から、機械換気設備の電源を切っている施設が多く見受けられます。建築基準法や利用者の健康を守るためにも、このような行為をしてはいけません。

■事例



写真 居室用換気設備 破損/要是正



写真 吸気口の目詰まり/要是正

■対処

- ★各室における換気方式を設計者などに確認する。（第1種・第2種・第3種のいずれか）
- ★機械換気設備の運転時間や方法等について設計者などに確認する。
- ★快適性向上などの見地からも24時間換気が必要な場合は電源を切ってはいけない。
- 居室等の大気質測定を定期的実施する。（業者に依頼）
- 異常が認められる場合は詳細な点検を実施する。（詳細点検）

■予防保全措置

日常の清掃を実施することで、換気量を維持し、機器の長寿命化を図る。機器本体の計画更新年数は20年であるが、ファンベルトを2年、軸受けを3年ごとに交換することで、劣化の進行・拡大を予防する。

設備

④ 排煙

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視・作動	6か月	事後保全	劣化

手動開閉装置により、排煙窓はきちんと開閉するか。

■確認のポイント

- 手動開閉装置の開ボタンを押し、開くかどうか確認する。
- 手動開閉装置の取手を回し、きちんと閉まるかどうか確認する。
- パッキンの固着やワイヤーの劣化等がないか確認する。

■解説

パッキンの固着やワイヤーの劣化等により、排煙窓が開閉しないケースがあります。火災の際に稼働しないと、建物内に煙が滞留し、避難の妨げとなります。

■事例



写真 開閉不具合（部材の劣化）／要調査



写真 自動開閉装置状況

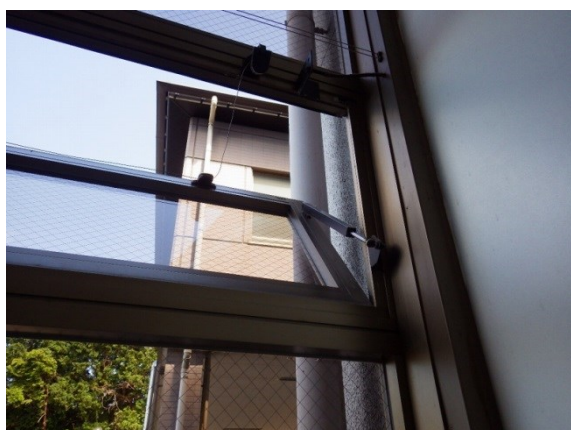


写真 開閉不具合（樋との接触）



写真 排煙窓 開閉状況

■対処

- ★排煙窓の可動を妨げる物品等がある場合は、移動する。
- 異常が認められる場合は詳細な点検を実施する。（詳細点検）

■予防保全措置

定期的に開閉を行うことで、パッキンの硬化やワイヤーの劣化状況を把握する。

設備

⑤ 給排水

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視・作動	日常	事後保全	劣化

衛生器具（水栓や便器等）に水漏れやつまり等は見られるか。

■確認のポイント

- 衛生器具（水栓や便器等）から水漏れがないか確認する。
- 排水がきちんとなされているか確認する。

■解説

可動部又は接合部の緩みやパッキンの劣化等により、水漏れが発生します。
排水不良等は不衛生であり、執務・居住環境の快適性を損ねる要因となります。

■事例



写真 水漏れ(水栓)／要是正



写真 衛生機器(便器)



写真 水漏れ(トラップ)／要是正

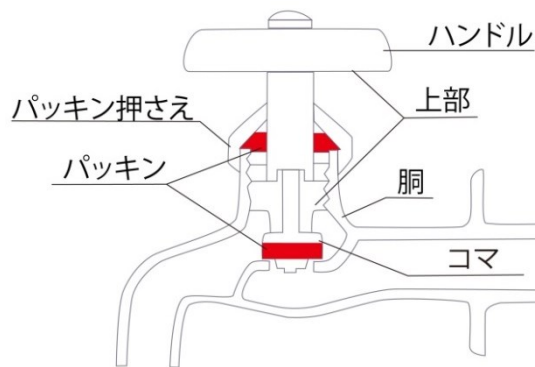


図 パッキン

■対処

- 異常が認められる場合は詳細な点検を実施する。(詳細点検)
- 接合部の調整やパッキン等の部品の交換が必要である。(業者に依頼)
- 上流のバルブを閉めた後、調整や修繕を行うことが必要である。(業者に依頼)

■予防保全措置

機器本体の計画更新年数は30年であるが、パッキン等を3年ごとに交換することで、水漏れ等を防ぎ、劣化の進行・拡大を予防する。

特記事項

特記事項

① 居室等の結露・カビ

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視	日常	予防保全	劣化

結露やカビが発生していないか。
換気、空調は機能しているか。

■確認のポイント

結露・カビが発生しやすい場所を点検する。

- ①建物の隅角部等、空気が溜る場所
- ②浴室、洗面脱衣室等の湯気が充満する部屋
- ③窓周り等、冬の冷気が溜る場所
- ④コンクリートの渡り廊下など、夏に躯体が冷たい場所（夏の結露）
- ⑤窓の無い部屋
- ⑥地下室

■解説

結露によって湿潤な状態となった部位にはカビが発生しやすい。カビは胞子を飛散し室内空気環境を汚染するため、健康被害、アレルギー症状を起こす可能性があります。断熱、換気、空調を組み合わせた複合的な対応が必要となります。

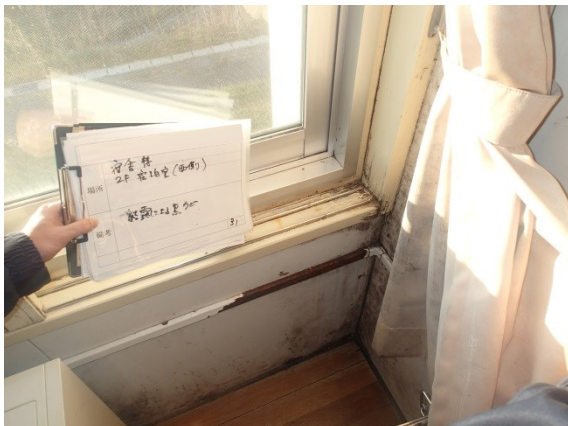
■事例



①建物の隅角部等、空気が溜る場所



②浴室、洗面脱衣室等の湯気が充満する部屋



③窓周り等冬の冷気が溜る場所



④夏に躯体が冷たい場所 渡り廊下（夏の結露）



⑤窓の無い部屋 畳のカビ



⑥ 地下壁状況 (結露)



写真 床置き空調機の除湿運転



写真 天井設置空調機の除湿運転

■対処

- ★建物の隅角部など空気が溜りやすい場所は、サーキュレーターや扇風機などを使用して空気を攪拌し湿気を溜りにくくする。
- ★浴室、洗面脱衣室などの湯気が充満する部屋は常時換気扇をONにし、入浴が終わったら入口の扉を開けて給気を十分に行う。
- ★コンクリートの渡り廊下等、夏に躯体が冷たい場所は、結露が起きやすい。結露を残さないよう、モップ、雑巾等で結露をふき取る必要がある。
- ★窓の無い部屋は壁仕上げ材や畳、ふすまなどが吸い込んだ湿気が逃げにくくカビが発生しやすい。空調機を除湿運転して乾燥状態を保つ事が望ましい。
- ★地下室に結露、カビが原因となる害虫の発生、空気の汚染等がないか確認し、異常がある場合は業者に相談する。
- 窓周り等冬の冷気が溜る場所は、厚手のカーテンや2重窓等で窓周りの断熱を行う。(業者に依頼)
- 梅雨時や夏の高温多湿の季節は換気だけをしてもあまり効果はない。空調と断熱材を施工してカビが根を張りにくく、結露やカビをふき取りやすい状態とする。また、光沢のある塗装にすることも有効な対処となる。(業者に依頼)
- 年に1回カビ取り清掃を行う。(業者に依頼)
- 給気口、排気口を設けて自然な空気の流れをつくることも有効である。(業者に依頼)

特記事項

② 浴室

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視・打診	日常	予防保全・事後保全	劣化・快適性

浴室内部や脱衣室に劣化やカビ等は見られるか。

■確認のポイント

- タイルに割れや浮きはないか確認する。
- 蛇口からの水漏れはないか確認する。
- 換気は機能しているか、カビが発生していないか確認する。

■解説

浴室は湿気が溜まりやすく、カビ等が発生しやすい。また、湿潤な環境のため、施設の中で劣化等が最も進行しやすい場所であり、脱衣室も含め徹底した清掃・換気が常時必要であります。構造体への悪影響を防止するため、タイルが割れている場合は速やかに補修します。

■事例



写真 風呂タイル白華／要修繕



写真 蛇口水漏れ／要修繕

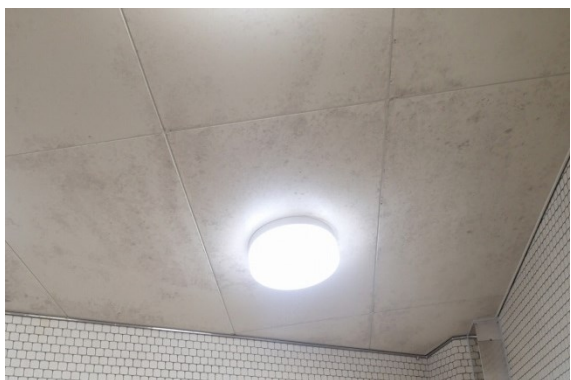


写真 カビ状況／要調査



写真 浴室外部爆裂／要調査

■対処

- ★結露やカビを防止するため、未乾燥の場合は継続的に換気する。機械換気を併用した24時間換気を実施する。(節電とは別物である)
- 異常が認められる場合は詳細な点検を実施する。(詳細点検)
- 週1回程度は洗剤を使用して脱衣所を含む、天井や壁など全面清掃を複数人数で確実に行う。(業者に依頼)

特記事項

③ 食堂厨房

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視	日常	予防保全	安全性・劣化

安全で衛生的な厨房となっているか。

■確認のポイント

- 換気風量が不足し煙が室から排出できていない状態にないか確認する。
- 厨房の換気扇やフィルターがきちんと清掃されているか確認する。
- 排水はつまり等がなくきちんと流れているか確認する。

■解説

フィルターのつまり等により換気が十分に行われていない可能性があるため徹底した清掃を行います。また、厨房は常に衛生的である必要があるため、汚れや劣化がないか入念に確認します。

■事例



写真 厨房用換気設備状況

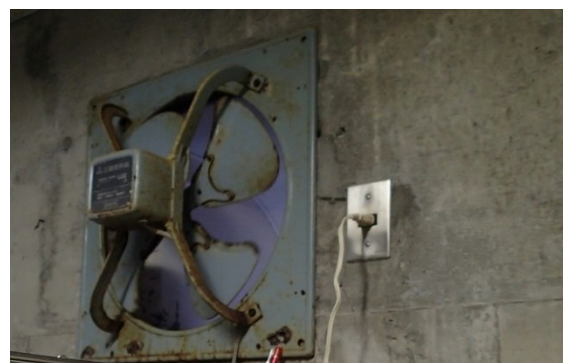


写真 換気扇 回転劣化/要交換

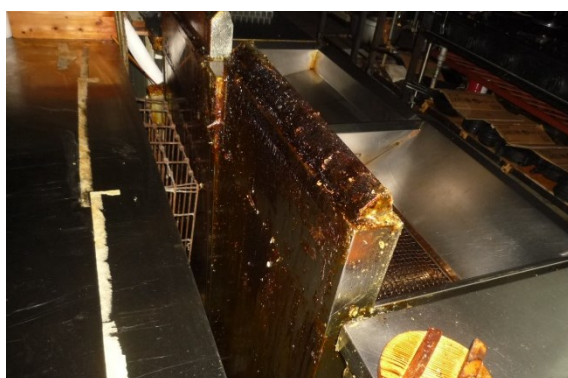


写真 厨房機器の汚れ/要是正



写真 排水溝の未清掃/要清掃

■対処

- 厨房の換気扇やフィルターは毎日徹底した清掃を行う。(業者に依頼)
- 異常が認められる場合は詳細な点検を実施する。(詳細点検)

■予防保全措置

日常の清掃をきちんと実施することで、換気量を維持し、機器の長寿命化を図る。機器本体の計画更新年数は20年であるが、ファンベルトを2年、軸受けを3年ごとに交換することで、劣化の進行・拡大を予防する。

特記事項

④ 不同沈下

点検方法	点検頻度	点検の種類	
目視	6か月	事後保全	耐震性

建物の床が傾いていると感じることはないか。

■確認のポイント

- ①建物や設備などが傾いていないか確認する。
- ②エキスパンションジョイント部などで隣棟間に異常な隙間が生じていないか確認する。
- ③建物に入った時に、傾斜を感じたりしないか確認する。

■解説

地盤の固さが不均一であるため建物が傾く現象が不同沈下といわれています。不同沈下が起こると建物が水平を保てず、建物の倒壊や構造体のひび割れ、窓の開閉不良等の被害が生じます。建物の継続的な使用が出来なくなる非常に深刻な現象です。

■事例



①不同沈下により設備等が傾いている



②不同沈下により上下の隙間の幅が異なる



写真 床 ひび割れ／要調査

■対処

- 建物倒壊の危険性もあることから、早急に専門家に相談する。(業者に依頼)
- 床のレベル測定等の詳細調査を行い、傾斜や建物の状況を把握する。(業者に依頼)

書類完備

① 計画通知/確認申請

建築行為を行う場合に、建築基準関係規定に適合しているかどうかを建築主事に確認を受けた書類である。

■解説

- 計画通知（確認申請）図書には、建築基準法に則り計画されているかを確認するため、法チェック図や区画範囲、延焼線の範囲等が分かるように記載されています。
- 増築や大規模な修繕を行う際には、申請を改めて行う必要があるため、先に提出した申請書が必要となります。

■チェック項目

- 申請書類一式（鑑、図面、その他添付資料）の控えがあるか。
 - ・申請書類の鑑があるか。
 - ・申請の際に添付した図面があるか。
- 建物毎に申請図書があるか。

② 許認可関係書類

建築基準法や各自治体等で定められている条例等に対して、許認可、届出が必要な場合、提出する書類である。（例：バリアフリー条例、一団地認定、景観条例）

■解説

- 建築基準法内における許可や自治体で定められている条例で、計画通知提出前や同時期に許可や届出が必要となります。

■チェック項目

- 許認可を行った際の控えがあるか。
- 建物毎に申請図書があるか。

完成図書

① 竣工図

工事中の設計変更等をもとに設計図を修正変更し、実際に竣工した建物を正確に表した図面である。

■解説

- 工事中に発生した設計変更を反映した図面で、施工内容を知る上で重要な資料です。
- 今後の改修や修繕、調査等において仕上や配管、配線等を知る上で必要となる資料となります。

■チェック項目

- 竣工図（建築、構造、機械設備、電気設備）が揃っているか。

② 設計図

設計段階で作成する図面であり、これを元に工事発注がなされる。

■解説

- 設計段階の図面であり、工事を行う際の元となる図面です。
- 工事段階での設計変更もあるため、設計図と竣工した建物で必ずしも一致していない箇所もあるため、変更点の把握が必要です。

■チェック項目

- 設計図（建築、構造、機械設備、電気設備）が揃っているか。

構造関係図書

① 構造計算書

建築物の構造計算の概要、仮定条件、結果をまとめたものであり、各荷重や偏心、変形角に対して安全または使用上支障のないことを判定しているものである。

■解説

- 建築基準法第20条による構造計算内容が記載されています。
- 改修等において構造検討を行う際に必要な書類となります。

■チェック項目

- 構造計算書が建物毎に揃っているか。

② 耐震診断書

既存の建築物で旧耐震基準で設計された建物について耐震性の有無の確認を行う診断である。

■解説

- 耐震改修促進法の改正により、昭和56年5月31日以前に建てられた不特定多数が利用する大規模な建築物に対して、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられています。

■チェック項目

- 耐震診断を行った建物について報告書があるか。

③ 耐震改修履歴

耐震診断を行った結果、耐震性に問題があると思われる建築物に対して、耐震改修設計を行い、対策工事が実施されている。

■解説

- 耐震改修や耐震補強の対策工事の履歴を把握します。

■チェック項目

- 耐震改修の履歴が確認できるか。
- 耐震改修を行っている場合、図面、計算書は揃っているか。

調査関係

① 特殊建築物等定期調査報告書

敷地、建物外部・内部の状況、防火・避難関係を用途によって毎年又は3年毎に調査資格者が調査し、特定行政庁に報告する制度である。

■解説

- 建築基準法第12条第1項に基づき、不特定多数の人々が利用する建築物（特殊建築物）の管理者（所有者）は定期的に調査資格者により建築物を調査し、その結果を特定行政庁へ報告する必要があります。
- 敷地及び地盤、建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等の各項目において劣化の状況や確認を行うものです。

■チェック項目

- 対象となる建物において、定期調査を行っているか。
- 過去に実施した定期調査の報告書があるか。
- 定期調査報告の要是正箇所を把握しているか。
- 定期調査報告の要是正部分の修繕を行っているか。

② 建築設備定期検査報告書

建築設備（機械換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給排水設備）や昇降機・遊戯施設を毎年（遊戯施設は半年）に1回、検査資格者が検査を行い、特定行政庁へ報告する制度である。

■解説

- 建築基準法第12条第1項に基づき、不特定多数の人々が利用する建築物（特殊建築物）の管理者（所有者）は定期的に調査資格者により建築設備を調査し、その結果を特定行政庁へ報告する必要があります。
- 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備の各項目において、動作確認や測定、状況の確認を行うものです。

■チェック項目

- 対象となる建物において、定期検査を行っているか。
- 過去に実施した定期検査の報告書があるか。
- 定期検査報告の要是正箇所を把握しているか。
- 定期検査報告の要是正部分の修繕を行っているか。

① 設計書

建築物の図面等をもとに、建物各部の数量を集計し、これに単価を算入したもの。
建物各部の数量と内訳が把握できる。

■解説

- 修繕や改修を行う際、仕様、数量の把握が容易となります。
- 長期修繕計画等を作成する際に、仕上げ別に数量の把握が可能となるため、精度の高い計画が行えます。

■チェック項目

- 工事内訳書（建築、構造、機械設備、電気設備）が揃っているか。
- 改修を行っている場合、改修時の内訳書が揃っているか。